

平成30年度特定健診のご案内

● 問い合わせ 健康づくり課保健予防担当

(東庁舎2階) ☎34-3217 ☎39-2523

7月から松本市国民健康保険特定健診・後期高齢者健診が始まります。ぜひ受診いただき、生活習慣病の予防や早期発見にお役立てください。

内臓脂肪型肥満に、高血圧、高血糖、脂質異常の2つ以上が加わった状態をメタボリックシンドロームと言います。メタボになると血管の老化が急速に進み脳卒中や心臓病などの発症率を飛躍的に高めてしまいます。

■ 特定健診とは

心筋梗塞や脳血管疾患、糖尿病など、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した健診です。発症リスクが高い対象者を早期に見出し、生活習慣の改善をサポートすることで発症と重症化を阻止することが目的です。



■ 対象者

【国保特定健診】
松本市国民健康保険に加入している方で

- ①今年度、30歳・35歳になる方
- ②今年度、40歳以上75歳未満の方

【後期高齢者健診】

松本市に住居登録している方で、長野県後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

■ 検査内容

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図など

■ 受診当日の持ち物

被保険者証、受診券（該当者に緑色の封筒で6月下旬に送付済み）、受診料

■ 受診料

国保特定健診 1000円
後期高齢者健診 無料

■ 受診方法

【国保特定健診】

個別健診または集団健診

【後期高齢者健診】

個別健診のみ

※個別健診は127の指定医療機関から選んで受診
※集団健診は医師会医療センター（本館・南分室）、または支所・出張所、保健センターの中から選んで受診

■ 注意事項

- ・受診券を紛失した場合、再発行しますのでご連絡ください。
- ・年度途中で加入された方には受診券を送付していませんので、ご連絡ください。
- ・松本市人間ドック助成事業を利用して人間ドックを受診した場合、特定健診・後期高齢者健診は受診できません。
- ・松本市国民健康保険または後期高齢者医療以外の協会けんぽや健康保険組合、共济組合等に参加している方は、受診できません。ご加入の医療保険者までお問い合わせください。

国民健康保険の各証は7月末で更新になります

■ 自動更新されます

国民健康保険高齢受給者証
国民健康保険特定疾病療養受療証（有効期限が記載してあるもの）
自動更新されるものは、7月中に郵送します。

■ 更新手続きが必要ですが

国民健康保険限度額適用認定証
▼更新手続きが必要なもの
保険証、運転免許証（または通帳・診察券等2種類以上）、印鑑、個人番号が分かるもの（通知カード、マイナンバーカード）
▼手続き
7月10日（火）以降に保険課または支所・出張所で申請してください。

別世帯の方が申請する場合は、持ち物にあわせて委任状が必要です。

▼問い合わせ

保険課（東庁舎2階）☎34-3203 ☎39-2523

■ 申し込み方法・受診期間

内容	場所	予約	期間
個別健診	指定医療機関	各医療機関へ電話	平成30年7月2日～9月29日
集団健診	医師会医療センター	医師会医療センターへ電話	平成30年7月2日～平成31年2月28日
	支所・出張所、保健センター	送付済みのハガキで申し込みか健康づくり課へ電話	平成30年9月4日～12月18日

70歳以上の方は高額医療費の上限額が変更になります

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入されている70歳以上の方は、ひと月あたりの医療費の上限額が8月診療分から変更になります。

適用区分		現行 (30年7月31日まで)	変更後 (30年8月1日から)
現役並 所得者	課税所得 690万円以上		25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% 【多数回該当：14万100円※1】
	課税所得 380万円以上 690万円未満	外来+入院(世帯単位) 8万100円+(総医療費-26万7,000円) ×1% 【多数回該当：4万4,400円※1】	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 【多数回該当：9万3,000円※1】
	課税所得 145万円以上 380万円未満	外来のみ 5万7,600円	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 【多数回該当：4万4,400円※1】
一般		外来+入院(世帯単位) 5万7,600円【多数回該当：4万4,400円※1】	
		外来のみ 1万4,000円 (年間上限14万4,000円※2)	外来のみ 1万8,000円 (年間上限14万4,000円※2)
市民税非 課税世帯	低所得Ⅱ	外来+入院(世帯単位) 2万4,600円	
		外来のみ(個人単位)8,000円	
	低所得Ⅰ	外来+入院(世帯単位) 1万5,000円	
		外来のみ(個人単位)8,000円	

※1 多数回該当とは、過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降はそれぞれの金額までのご負担となります

※2 年間上限額は8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

平成30年4月から入院時食事代が非課税世帯の方を除き、1食460円になりました。

●問い合わせ 保険課 (東庁舎2階 ☎34-3203 📠39-2523)

後期高齢者の方は歯科健診を受けましょう

長野県後期高齢者医療連合では、高齢者の方の健康づくりの一環として歯科健診を行います。

高齢者になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で誤嚥性(ごえんせい)肺炎を起こすことがあります。口の健康は笑顔への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

※誤嚥性肺炎：口から食道へ入るべきものが唾液や胃液とともに肺に流れ込んで生じる肺炎

●対象者 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの被保険者
(平成29年度に75歳になった方)

●案内通知 6月下旬に対象者の方に案内通知兼受診券を送付しました。

●実施期間 7月2日(月)～12月29日(土)

●健診料金 無料

●対象医療機関 県歯科医師会所属の歯科医院

●予約方法 対象医療機関へ直接予約をお願いします。

●受診当日の持ち物 被保険者証、案内通知兼受診券

●問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 (☎026-229-5320)

